

- (1) 日本国は、固有の領土と国民を持つ不可分の統一国家であると共に、住民の自助と発意に基づいて形成された基礎自治体を基盤とする社会(中央集権でも連邦制でもない第3の国体)であることを、憲法改正に当たっては明確にすべきである。
従って、基礎自治体(市町村)には、国家といえども犯し得ない固有の権利がある。
- (2) 道州は、それぞれの地域における市町村の調整に当たることを本務とし、市町村では律し得ない広域の行政、規格、設備を市町村の信託によって施行執行するものである。
- (3) 国に固有の権限を列記し、それ以外ものは道州の受託業務として行う。
 1. 外交、国際関係に関すること
 2. 国家安全保障
 3. 司法
 4. 全国的国際的な運輸、産業、施設
 5. 国家に必要な高等の科学技術、文化学術の振興と教育
(大学院大学、高等研究所のみを国立とする)
 6. 全国的国際的情報システムの管理調整
 7. 通貨の発行、管理
 8. 共通産業政策、および共通環境政策
 9. 生活保護、および社会保障制度の調整
 10. 道州間の調整(道州よりの申請によって行動する)
 11. 国全体として必要な調査、統計、記録および共通登録に関すること
- (4) 以上の事業を行うために、国は以下の租税を課することができる。
 1. 法人税
 2. 高額所得税(地方税として個人所得に課される税率を上回る累進部分)
 3. 個人消費を対象とするもの以外の消費税
 4. 一定の容積率を上回る建造物にかかわる固定資産税
 5. 関税
 6. その他道州との合意によって譲渡された税目

(5) 道州の権限は以下の通りとする。

1. 警察と治安維持
2. 広域情報システムの振興管理
3. 広域公共施設と災害対策事業
4. 市町村間の調整
5. 道州間の財政財源調整(地域平準化基金の運用)
6. 基本的社会政策、および社会保険に関すること
7. 高等教育、および文化政策
8. 広範的で大規模な産業政策
9. 広域規格、および基準の制度と施行
10. 国および市町村より委託された租税、保険料、その他公共料金の徴収(徴収業務の一元化)
11. 市町村間の調整
12. 道州間財政財源調整基金の運営管理
13. 国と市町村間の調整
14. その他市町村より受託された事業
15. 市町村および国の政策行政に関する評価

(6) 以上のために道州は、一定の基準より市町村税收の一定を譲渡してもらう。

新方式による基準財政指数が 100を上回る市町村は、超過部分の一定割合を道州に譲渡する。

(7) 以上の他はすべて市町村の権限および責任とする。

1. 市町村は国の課税以外の課税を行うことができる。
2. 市町村は国、道州以外の行政は、住民の同意によって行うことができる。
3. 市町村は国および道州の行財政監査を受ける。道州はその結果を公表する。
4. 市町村は財政破綻すれば、破綻自治体となる。この場合、再建は原則として市町村の自己責任として行う。
5. 行財政において、破綻した市町村はすべての権限を道州の指名するシティ・マネージャーに委託する。市町村長および役職員には一定の懲罰を与える。